

今後の水質基準等の見直しの審議の進め方について（案）

1. 経緯

水道水質基準については、平成 15 年の厚生科学審議会答申において、最新の科学的知見に従い逐次改正方式により見直しを行うこととされており、厚生労働省では水質基準逐次改正検討会を設置して、必要な見直し等、所要の検討を進めている。水質管理目標設定項目や要検討項目についても、同検討会において見直し等を併せて審議している。

平成 15 年 4 月 28 日 厚生科学審議会答申（厚科審第 5 号）

I. 基本的考え方

3. 逐次改正方式

水質基準については、最新の科学的知見に従い常に見直しが行われるべきであり、世界保健機関(WHO)においても、飲料水水質ガイドラインの 3 訂版では、今後は“Rolling Revision”（逐次改正方式）によることとし、従来のような一定期間を経た上で改正作業に着手するという方式を改めるとしている。

我が国の水質基準においても、理念上は逐次改正方式によることとされているが、これを実効あらしめるためには、例えば、関連分野の専門家からなる水質基準の見直しのための常設の専門家会議を設置することが有益である。

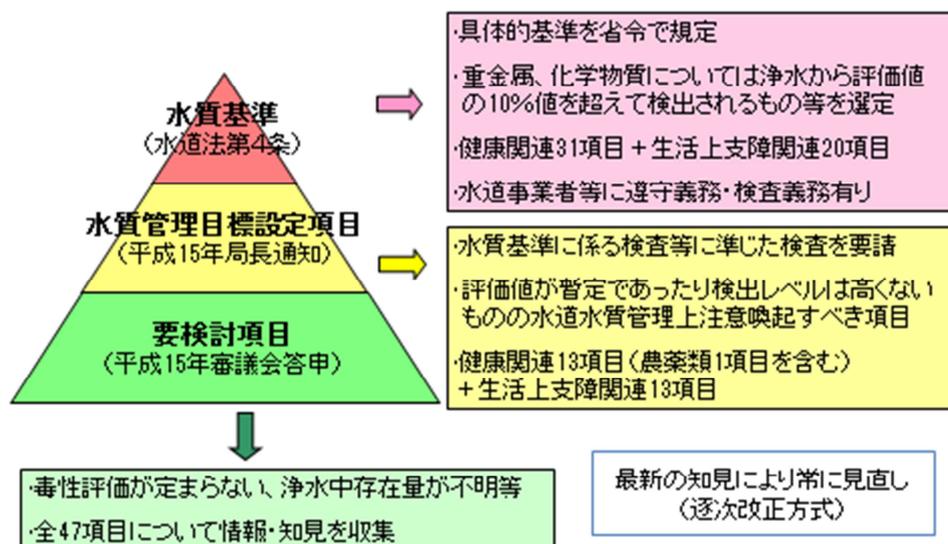


図 1. 水質基準等の体系図

（注）農薬類の評価について

農薬類については、下記の式で与えられる検出指標値が 1 を超えないとする「総農薬方式」により、水質管理目標設定項目に位置付けている。また、検出状況や使用量などを勘案し、浄水で検出される可能性の高い農薬を「対象農薬リスト」に掲載している。

$$(\text{検出指標値}) = \sum \{ (\text{各農薬の検出値}) / (\text{各農薬の目標値}) \}$$

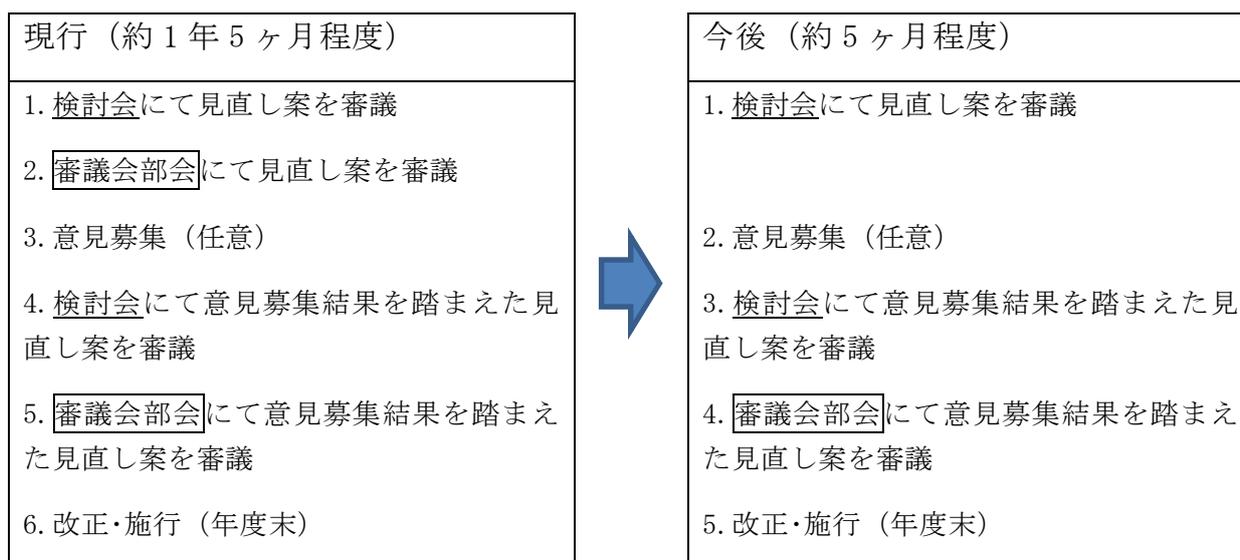
2. 今後の進め方

審議については、各項目について水質基準逐次改正検討会（以下、検討会）及び厚生科学審議会生活環境水道部会（以下、審議会部会）に諮って進めているところ（下記参照）。

このうち、水質管理目標設定項目については、法令上の測定義務が無いことから、意見募集手続は任意で実施するものとされている。これまで、意見募集の前にも審議会部会に諮っていたことから、見直し案が提案されてから改正・施行に至るまで約1年5ヶ月程度要していた。

水質基準項目とは異なり、可能な限り測定することが望ましい項目であり、科学的知見等に基づく見直し案が提案されればできるだけ速やかに改正することが望ましく、今後の審議を以下のとおりに変更することで、審議の迅速化を図ることとする。

<水質管理目標設定項目の審議の流れ>



(参考) 水質基準項目と要検討項目の審議の流れ (従来どおり)

<水質基準項目の審議の流れ>

1. 検討会にて見直し案を審議
2. 審議会部会にて見直し案を審議
3. 内閣府食品安全委員会(以下、食安委)へ諮問
4. 食安委が答申
5. 食安委の答申結果を踏まえた見直し案の意見募集
6. 検討会にて意見募集結果を踏まえた見直し案を審議
7. 審議会部会にて意見募集結果を踏まえた見直し案を審議
8. 改正・施行 (年度末)

<要検討項目の審議の流れ>

1. 検討会にて見直し案を審議
2. 審議会部会にて見直し案を審議
3. 改正・施行 (年度末)